

消防危第253号
令和7年12月17日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」の一部改正について

製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合については「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」(令和7年6月30日付け消防危第140号。以下「140号通知」という。)により運用しているところですが、140号通知の一部を別紙のとおり改正することとしましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いします。

本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁危険物保安室
担当:三宅、小澤、藤ヶ崎
Tel: 03-5253-7524
Mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

【新旧対照表】

別紙

改正後	改正前
<p>消防危第140号 令和7年6月30日 <u>一部改正 令和7年12月17日 消防危第253号</u></p> <p>各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿</p> <p>消防庁危険物保安室長 (公印省略)</p>	<p>消防危第140号 令和7年6月30日</p> <p>各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿</p> <p>消防庁危険物保安室長 (公印省略)</p>
製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について	製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について
電気機械器具等が火花を発する機械器具等に該当する場合は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」では使用できることとされています。	電気機械器具等が火花を発する機械器具等に該当する場合は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」では使用できることとされています。
今般、「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」における検討結果を踏まえ、製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の留意事項等について下記のとおりとりまとめましたので、通知します。	今般、「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」における検討結果を踏まえ、製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の留意事項等について下記のとおりとりまとめましたので、通知します。
各都道府県消防防災主管部長においては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されますようお願いします。	各都道府県消防防災主管部長においては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されますようお願いします。
なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。	なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。
記	記

1 製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の条件等

製造所又は一般取扱所について、次の条件を満たす場所は、政令第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滯留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」に該当しないものと取り扱うこととして、差し支えないこと。

(1) 屋外の場所であること。

(2) 可燃性蒸気等（可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガス又は可燃性の微粉をいう。以下同じ。）の濃度が 25%LEL (LEL:爆発下限界濃度) 未満であると認められる場所（以下「非危険場所」という。）であること。なお、非危険場所の評価に際して、測定箇所及び評価箇所が「令和6年度危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会報告書」3(3)ア及び資料2に基づき適切に設定されていること。

(3) 予防規程（政令第37条に規定する製造所等に係るものに限る。）又は自主行動計画等（以下「予防規程等」という。）に必要事項を定めることにより、次に掲げる事項が確保されること。

ア 非危険場所に出入りする者が次を遵守すること。

(ア) 非危険場所において電気機械器具等（防爆構造を有するもの及び携帯できないものを除く。イ及びイにおいて同じ。）を使用するときは、次の要件を満たす可燃性蒸気等の検知器を携帯し、当該検知器を常時稼働させることで安全を確認すること。

I 評価箇所において滞留することが想定される可燃性蒸気等の検知が可能なものであること。

II 評価箇所の環境（気温、湿度等）において使用が可能なものであること。

III 指示精度は±10%LEL 以内であって、測定値を1%LEL 以下の数値で表示できること。

IV 警報設定値が25%LEL 以下であること。

V 防爆構造を有するものであること。

VI 落下防止措置を講じたものであること。

(イ) 危険物の漏えい事故を発見した場合又は非危険場所においてアの可燃性蒸気等の検知器による警報を確認した場合は、直ちに、電気機械器具等の電源を遮断し、安全

1 製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の条件等

製造所又は一般取扱所について、次の条件を満たす場所は、政令第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滯留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」に該当しないものと取り扱うこととして、差し支えないこと。

(1) 屋外の場所であること。

(2) 可燃性蒸気等（可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガス又は可燃性の微粉をいう。以下同じ。）の濃度が 25.0%LEL (LEL:爆発下限界濃度) 未満であると認められる場所（以下「非危険場所」という。）であること。なお、非危険場所の評価に際して、測定箇所及び評価箇所が「令和6年度危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会報告書」3(3)ア及び資料2に基づき適切に設定されていること。

(3) 予防規程（政令第37条に規定する製造所等に係るものに限る。）又は自主行動計画等（以下「予防規程等」という。）に必要事項を定めることにより、次に掲げる事項が確保されること。

ア 非危険場所に出入りする者が次を遵守すること。

(ア) 非危険場所において電気機械器具等（防爆構造を有するもの及び携帯できないものを除く。イ及びイにおいて同じ。）を使用するときは、次の要件を満たす可燃性蒸気等の検知器を携帯し、当該検知器を常時稼働させることで安全を確認すること。

I 評価箇所において滞留することが想定される可燃性蒸気等の検知が可能なものであること。

II 評価箇所の環境（気温、湿度等）において使用が可能なものであること。

III 評価箇所において滞留することが想定される可燃性蒸気等の 0.1%LEL 以下の精度での測定及び記録が可能なものであること。

IV 防爆構造を有するものであること。

V 落下防止措置を講じたものであること。

(イ) 危険物の漏えい事故を発見した場合又は非危険場所において 25.0%LEL 以上の可燃性蒸気等が検知された場合は、直ちに、電気機械器具等の電源を遮断し、安全

な場所へ当該電気機械器具等を退避させる措置等をとること。

なお、退避等については次の事項に留意すること。

I 退避先となる場所（以下「退避場所」という。）は、危険物施設の施設外又は危険物施設の施設内で事故等が起きた際の評価において可燃性蒸気等の濃度が25%LEL未満であると認められる場所であること。また、退避場所が複数ある場合は、非危険場所ごとに適切な退避先を事前に決定しておくこと。

II 退避経路について事前に確認しておくこと。

III 退避後は、必要な連絡又は通報等を行い、安全が確認できるまでは、当該電気機械器具等を退避場所以外の場所に持ち込まないこと。

IV 退避場所において当該電気機械器具等を使用する場合は、(ア)の可燃性蒸気等の検知器を常時稼働させることで安全を確認すること。

イ アに定める事項の具体的な内容について十分な教育訓練を受けた者以外の者が電気機械器具等を携帯した状態で非危険場所に入ることを禁止すること。

ウ 非危険場所において携帯できない電気機械器具等（防爆構造を有するものを除く。）を使用するときは、次の要件を満たすこと。

(ア) 当該電気機械器具等にア(ア) I からIVまでの要件を満たす可燃性蒸気等の検知器が内蔵され、又は取り付けられていること。

(イ) (ア)の可燃性蒸気等の検知器による警報を確認した場合は、直ちに、当該電気機械器具等（非防爆構造の可燃性蒸気等の検知器を含む。）の電源を遮断する機能等を有すること。

2 留意事項

(1) 1(1)の「屋外の場所」とは、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分が存しない場所をいう。なお、建築物の外壁等の中心線から突き出した軒やひさし等の部分のうち、当該建築物の建築面積に算入されない部分など、高い開放性を有すると認められる場所については、「屋外の場所」と取り扱って差し支えないこと。

(2) 次に掲げる事項の確認に際しては、第三者評価機関による評価結果等を活用することが望ましいこと。

ア 1(2)の「可燃性蒸気等の濃度が25%LEL未満であると認められる場所」の評価が

な場所へ当該電気機械器具等を退避させる措置等をとること。

なお、退避等については次の事項に留意すること。

I 退避先となる場所（以下「退避場所」という。）は、危険物施設の施設外又は危険物施設の施設内で事故等が起きた際の評価において可燃性蒸気等の濃度が25.0%LEL未満であると認められる場所であること。また、退避場所が複数ある場合は、非危険場所ごとに適切な退避先を事前に決定しておくこと。

II 退避経路について事前に確認しておくこと。

III 退避後は、必要な連絡又は通報等を行い、安全が確認できるまでは、当該電気機械器具等を退避場所以外の場所に持ち込まないこと。

IV 退避場所において当該電気機械器具等を使用する場合は、(ア)の可燃性蒸気等の検知器を常時稼働させることで安全を確認すること。

イ アに定める事項の具体的な内容について十分な教育訓練を受けた者以外の者が電気機械器具等を携帯した状態で非危険場所に入ることを禁止すること。

ウ 非危険場所において携帯できない電気機械器具等（防爆構造を有するものを除く。）を使用するときは、次の要件を満たすこと。

(ア) 当該電気機械器具等にア(ア) I からIIIまでの要件を満たす可燃性蒸気等の検知器が内蔵され、又は取り付けられていること。

(イ) (ア)の可燃性蒸気等の検知器により25.0%LEL以上の可燃性蒸気等が検知された場合は、直ちに、当該電気機械器具等（非防爆構造の可燃性蒸気等の検知器を含む。）の電源を遮断する機能等を有すること。

2 留意事項

(1) 1(1)の「屋外の場所」とは、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分が存しない場所をいう。なお、建築物の外壁等の中心線から突き出した軒やひさし等の部分のうち、当該建築物の建築面積に算入されない部分など、高い開放性を有すると認められる場所については、「屋外の場所」と取り扱って差し支えないこと。

(2) 次に掲げる事項の確認に際しては、第三者評価機関による評価結果等を活用することが望ましいこと。

ア 1(2)の「可燃性蒸気等の濃度が25.0%LEL未満であると認められる場所」の評価が

<p>適切に行われていること。</p> <p>イ 1(3)アからウまでに掲げる事項を確保するため予防規程等に定めるべき必要事項の内容の評価が適切に行われていること。</p> <p>(3) 消防機関においては、(1)及び(2)に留意の上、1(1)から(3)までの運用が確保されていることを資料等により確認されたいこと。また、予防規程等に定めた必要事項の内容が遵守されていることを立入検査等の機会を通じて確認されたいこと。</p> <p>3 その他</p> <p>固定式の電気機械器具等については、政令第9条第1項第17号（第19条第1項で準用するものを含む。）の規定によること。</p> <p>なお、事故時等にその機能の確保が求められる照明、消火設備、警報設備等以外の固定式の電気機械器具等（Wi-Fi ルーター、通信中継器等）については、周辺の環境や施設の形態等の条件を個別具体的に検討の上、可燃性蒸気等が検知された場合に直ちに当該電気機械器具等への通電を遮断する措置（外部からの通電を遮断する機能やインターロック機能を設ける措置等）や可燃性蒸気等の流入を防止する措置等を講じることによって安全性を担保することで、防爆構造を有しないものを設置することが可能となること。</p>	<p>適切に行われていること。</p> <p>イ 1(3)アからウまでに掲げる事項を確保するため予防規程等に定めるべき必要事項の内容の評価が適切に行われていること。</p> <p>(3) 消防機関においては、(1)及び(2)に留意の上、1(1)から(3)までの運用が確保されていることを資料等により確認されたいこと。また、予防規程等に定めた必要事項の内容が遵守されていることを立入検査等の機会を通じて確認されたいこと。</p> <p>3 その他</p> <p>固定式の電気機械器具等については、政令第9条第1項第17号（第19条第1項で準用するものを含む。）の規定によること。</p> <p>なお、事故時等にその機能の確保が求められる照明、消火設備、警報設備等以外の固定式の電気機械器具等（Wi-Fi ルーター、通信中継器等）については、周辺の環境や施設の形態等の条件を個別具体的に検討の上、可燃性蒸気等が検知された場合に直ちに当該電気機械器具等への通電を遮断する措置（外部からの通電を遮断する機能やインターロック機能を設ける措置等）や可燃性蒸気等の流入を防止する措置等を講じることによって安全性を担保することで、防爆構造を有しないものを設置することが可能となること。</p>
--	--

消防危第140号
令和7年6月30日
一部改正 令和7年12月17日 消防危第253号

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

} 殿

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について

電気機械器具等が火花を発する機械器具等に該当する場合は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」では使用できないこととされています。

今般、「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」における検討結果を踏まえ、製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の留意事項等について下記のとおりとりまとめましたので、通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の条件等

製造所又は一般取扱所について、次の条件を満たす場所は、政令第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」に該当しないものと取り扱うこととして、差し支えないこと。

- (1) 屋外の場所であること。
- (2) 可燃性蒸気等（可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガス又は可燃性の微粉

をいう。以下同じ。) の濃度が 25%LEL (LEL:爆発下限界濃度) 未満であると認められる場所 (以下「非危険場所」という。) であること。なお、非危険場所の評価に際して、測定箇所及び評価箇所が「令和 6 年度危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会報告書」3(3)ア及び資料 2 に基づき適切に設定されていること。

(3) 予防規程 (政令第 37 条に規定する製造所等に係るものに限る。) 又は自主行動計画等 (以下「予防規程等」という。) に必要事項を定めることにより、次に掲げる事項が確保されること。

ア 非危険場所に出入りする者が次を遵守すること。

(ア) 非危険場所において電気機械器具等 (防爆構造を有するもの及び携帯できないものを除く。(イ)及びイにおいて同じ。) を使用するときは、次の要件を満たす可燃性蒸気等の検知器を携帯し、当該検知器を常時稼働させることで安全を確認すること。

I 評価箇所において滞留することが想定される可燃性蒸気等の検知が可能なものであること。

II 評価箇所の環境 (気温、湿度等) において使用が可能なものであること。

III 指示精度は±10%LEL 以内であって、測定値を 1 %LEL 以下の数値で表示できることであること。

IV 警報設定値が 25%LEL 以下であること。

V 防爆構造を有するものであること。

VI 落下防止措置を講じたものであること。

(イ) 危険物の漏えい事故を発見した場合又は非危険場所において(ア)の可燃性蒸気等の検知器による警報を確認した場合は、直ちに、電気機械器具等の電源を遮断し、安全な場所へ当該電気機械器具等を退避させる措置等をとること。

なお、退避等については次の事項に留意すること。

I 退避先となる場所 (以下「退避場所」という。) は、危険物施設の施設外又は危険物施設の施設内で事故等が起きた際の評価において可燃性蒸気等の濃度が 25%LEL 未満であると認められる場所であること。また、退避場所が複数ある場合は、非危険場所ごとに適切な退避先を事前に決定しておくこと。

II 退避経路について事前に確認しておくこと。

III 退避後は、必要な連絡又は通報等を行い、安全が確認できるまでは、当該電気機械器具等を退避場所以外の場所に持ち込まないこと。

IV 退避場所において当該電気機械器具等を使用する場合は、(ア)の可燃性蒸気等の検知器を常時稼働させることで安全を確認すること。

イ アに定める事項の具体的な内容について十分な教育訓練を受けた者以外の者が電気機械器具等を携帯した状態で非危険場所に入ることを禁止すること。

ウ 非危険場所において携帯できない電気機械器具等 (防爆構造を有するものを除

く。) を使用するときは、次の要件を満たすこと。

- (ア) 当該電気機械器具等にア(ア) I からIVまでの要件を満たす可燃性蒸気等の検知器が内蔵され、又は取り付けられていること。
- (イ) (ア)の可燃性蒸気等の検知器による警報を確認した場合は、直ちに、当該電気機械器具等(非防爆構造の可燃性蒸気等の検知器を含む。)の電源を遮断する機能等を有すること。

2 留意事項

- (1) 1(1)の「屋外の場所」とは、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分が存しない場所をいう。なお、建築物の外壁等の中心線から突き出した軒やひさし等の部分のうち、当該建築物の建築面積に算入されない部分など、高い開放性を有すると認められる場所については、「屋外の場所」と取り扱って差し支えないこと。
- (2) 次に掲げる事項の確認に際しては、第三者評価機関による評価結果等を活用することが望ましいこと。
 - ア 1(2)の「可燃性蒸気等の濃度が 25%LEL 未満であると認められる場所」の評価が適切に行われていること。
 - イ 1(3)アからウまでに掲げる事項を確保するため予防規程等に定めるべき必要事項の内容の評価が適切に行われていること。
- (3) 消防機関においては、(1)及び(2)に留意の上、1(1)から(3)までの運用が確保されていることを資料等により確認されたいこと。また、予防規程等に定めた必要事項の内容が遵守されていることを立入検査等の機会を通じて確認されたいこと。

3 その他

固定式の電気機械器具等については、政令第9条第1項第17号(第19条第1項で準用するものを含む。)の規定によること。

なお、事故時等にその機能の確保が求められる照明、消火設備、警報設備等以外の固定式の電気機械器具等(Wi-Fi ルーター、通信中継器等)については、周辺の環境や施設の形態等の条件を個別具体的に検討の上、可燃性蒸気等が検知された場合に直ちに当該電気機械器具等への通電を遮断する措置(外部からの通電を遮断する機能やインターロック機能を設ける措置等)や可燃性蒸気等の流入を防止する措置等を講じることによって安全性を担保することで、防爆構造を有しないものを設置することが可能となること。